

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 4

エゾシカ緊急対策事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第3の4、第4の4、第5の4、第6の3関係）

1 対象事業	<p>市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」（以下、「計画」という。）に基づき、市町村又はエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等が実施するエゾシカ捕獲事業であって、事業実施年度中に着手、完了した事業（計画の未策定の市町村にあっては、事業実施年度の12月31日までに計画を策定する場合は対象とする。）を交付対象とする。</p> <p>ただし、農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金や鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金等の国の交付金等の交付を受ける事業については、原則として交付の対象外とする。</p>
2 対象経費	<p>(1) 賃金（捕獲事業に従事するものに限る。）</p> <p>(2) 報償費（ガイドハンター手当のほか、捕獲奨励金は市町村が定めている額を限度とする。）</p> <p>(3) 委託料（猟友会又は認定鳥獣捕獲等事業者への駆除契約）</p> <p>(4) 使用料（スノーモービル、無線機借上等）</p> <p>(5) 車輛燃料費（対象鳥獣捕獲員の捕獲従事用等）</p> <p>(6) 残滓ステーション購入費</p> <p>(7) くくりわな購入費</p> <p>(8) 技術講習会経費（くくりわなに関する講師謝金、旅費に限る。）</p> <p>(9) 捕獲物処理費（くくりわなに係る止めさしに限る。）</p> <p>(10) 残滓運搬料</p> <p>(11) 残滓処理料</p> <p>(12) 既設囲いわなの移設に係る経費</p> <p>(13) その他局長が特に必要と認める経費</p>
3 上限額	<p>当該年度に要した交付対象経費の合計額に100分の20を乗じて得た額</p>
4 交付金額	<p>次の(1)と(2)により算定した額の合計額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本交付額 「事業実施年度捕獲目標数」×「環境生活部長が別に定める単価」×0.2)</p> <p>(2) 追加交付額 「事業実施年度捕獲数」－「緊急捕獲等計画の事業実施年度の捕獲計画数又は事業実施前年度捕獲数」×「環境生活部長が別に定める単価」</p> <p>ただし、「事業実施年度捕獲目標数」とは、事業実施年度の市町村予算（一般財源に限る。）により捕獲を予定するエゾシカの頭数、「事業実施年度捕獲数」とは事業実施年度の捕獲実績数をいい、「緊急捕獲等計画の事業実施年度の捕獲計画数」とは鳥獣被害防止緊急捕獲等対策により市町村が定めた緊急捕獲等計画で捕獲を予定していた事業実施年度のエゾシカの頭数をいい、「事業実施前年度捕獲数」とは事業実施前年度の捕獲実績数をいう。（原則、緊急捕獲等計画を定めた市町村にあっては「緊急捕獲等計画の事業実施年度の捕獲計画数」、それ以外の市町村にあっては「事業実施前年度捕獲数」を用いる。）</p>